

第6回 上市町農業委員会総会議事録

開催日時 令和3年1月5日(火) 午後2時00分

場所 上市町役場 2階 第1会議室

出席委員 12名

1番	稲葉 悟	2番	岩城 正治	3番	富樫 隆	4番	村上 正毅
5番	酒井 喜之	6番	宮崎 順子	7番	藤田 秀雄	8番	大江 登美江
9番	青木 幸男	10番	林 忠治	11番	中川 治	12番	碓井 繁

出席推進委員 2名

事務局

出席者
事務局長 酒井 紀明
事務局係長 田中 明紀子

議事録署名委員 11番 中川 治 1番 稲葉 悟

議事日程

1. 開会
2. 会長の挨拶
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可審議について
議案第2号 農業経営基盤強化促進事業の農用地利用集積計画に係る実施方針の承認について

議案第3号 農地法第2条第1項の規定に関する非農地の決定について
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
5. その他
6. 次回委員会等の開催予定について
第7回総会
日時 令和3年2月5日(金) 午後2時から
場所 上市町役場2階 第一会議室
7. 閉会

午後2時00分 開会

事務局長

それでは、第6回上市町農業委員会総会を開催したいと思いますので、宜しくお願いします。
只今の出席委員は、12名中12名であり、定足数に達しておりますので、総会が成立することをご報告いたします。なお、推進委員は、井原推進委員、松井推進委員の2名にご出席いただいております。

開会にあたりまして、上市町農業委員会会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

会長あいさつ

事務局長

会長ありがとうございました。
それでは議事に入りたいと思います。
総会の議事は会長が行うことになっておりますので宜しくお願いします。

会長

議事録署名委員は、11番 中川委員と1番 稲葉委員をお願いします。なお、本日の会議書記には、事務局職員田中さんを指名いたします。

それではこれより議事に入らせていただきます。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可審議について」事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。(議案書をもとに説明)

申請地見取り図は3ページでございます。併せて3条調査書と現地確認写真一覧をご確認願います。以上です。

会長

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から報告をお願いします。

委員 (1番について) ●●●●から少し入ったところにあるんですけど●●●公民館の向かいの農地になります。農地の横が譲渡人の自宅になってます。●●さんと●●さんは親戚関係で●●さんの方は、両親と3人で農作業をしておられます。昨年までも田んぼを作っておられて今の案件が出てきたということになります。基本的に問題はないと思います。以上です。

会長 この件に関して推進委員ご意見ありますか。

推進委員 別に問題はないと思います。

会長 それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手)

全員賛成と認めます。議案第1号については、原案のとおり決定いたしました。

では次に「議案第2号 農業経営基盤強化促進事業の農用地利用集積計画に係る実施方針の承認について」事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは説明いたします。
今回利用権の設定は、全体で19件、面積は71,855㎡です。内訳は再設定8件、新規11件で主な作付け作物は水稲です。農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。以上です。

会長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について、質疑のある方は発言願います。

委員 昨年も●●の方であったけど経営がまわらんから畔に除草剤かけてく。そしたら米にもかかったりする。大事な米が出荷できないような状態になってしまうから、個人的に話しとってもなかなかだと思うので、そこらへんひとつ農業委員会としてきちんとしていかなければならないんじゃないか。

会長 誰が作ったか知りたいんだよね。

委員 そうそう。ここには除草剤まいても自分の所だけだよとか。崩れたら誰が責任とるのかとかかって話も出てくるので。誰が入ってくるのか聞きたいわけ。

事務局 実質は受け手さんが決まってから手続きをとってるので、所有者さんは誰が耕作しておられるか分かっておられるはずですよ。

委員 貸した方は貸した方でいい。ただその近辺はわからんこともある。

会長 地域によっては除草剤まくなという地域もあったりするように聞いています。だからその地域ではどういうふうに畔刈り・草刈りすればいいか助言でもしたらいいのか。それから水の問題も非常に耳にしています。

委員 人へ渡すときに何らかの覚書みたいなものがあればそういうことが出てこないんじゃないか。この中間管理機構も預かるんなら、渡すときにこれとこれをお願いしますということを、農業委員会よりも中間管理機構が言うべきじゃないかと思う。何らかの規約みたいなものをとっておかないと。

事務局 渡すときには配分計画書が作成され、その際共通事項が取り決められています。そこに色々書いてあるのですが。

事務局 会長 また次回みなさんにこういうものがあるよって提示しますので、確認していただければと思います。

会長 それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成と認めます。議案第2号については原案どおり承認いたしました。

会長 次に「議案第3号 農地法第2条第1項の規定に関する非農地の決定について」事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 はい。(議案書をもとに説明)

申請地見取り図は10ページにございます。併せて現地確認写真一覧をご確認願います。以上です。

会長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から報告をお願いします。

委員 12月25日に現地へ行ってきました。その後で●●●●さん宅へお伺いしました。地図にもありますように申請地は●●●●のグラウンドの中に入ってしまったっております。それで家族の方に聞きましたらそこに土地があったことすら知っておられませんでした。固定資産税払っておられますかと聞いたら、それも分かりませんということでした。たまたまそこに買収の話もあったそうなので、役場の財務課の方が来ておられました。それで財務課の方から私は説明を受けました。地図の地番の36と38-1は町の方では道路として見ておりまして、課税されておりません。地番44-1の方は●●●●さんが宅地として税金を払っておられるそうです。それをちょうど●●●●さんところへ説明に来ておられたところでした。それで本人さんたちも知らなかったんで今年の2月を目処に訂正の書類が作成されるということでした。今日もみなさんと現地へ行ってきたんですけど、農地としてみなされるところではないと思います。以上です。

会長 ありがとうございます。推進委員ご意見ありますか。

推進委員 今日現地確認に行ってきたんですが、現在登記は農地になっているんですが周囲の状況から見て非農地と判断しました。

会長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について、質疑のある方は発言願います。

事務局長 ●●●●の敷地に薬品会社が来たいなということで交渉中です。

会長 もともと町が●●●●にあっせんした土地だそうなので。

会長 田んぼが非常に細かいのでまだあるかもしれない。

事務局長 ●●●●の敷地の中に個人の名前が残っているのかどうかは洗いざらいしたんですね。そしたら3筆だけだったので他は大丈夫です。

会長 それでは採決いたします。議案第3号原案について賛成の方の挙手を願います。
(全員挙手)

会長 全員賛成と認めます。議案第3号については、原案どおり承認いたしました。

会長 では次に、「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について」を事務局より説明願います。

事務局 はい。(議案書をもとに説明)

会長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について質疑のある方は発言願います。
よろしいでしょうか。特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わらせていただきます。
次にその他について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (事務局、その他連絡事項朗読)

会長 以上をもちまして、第6回上市町農業委員会総会を閉会いたします。
ありがとうございました。

午後3時00分 閉会

この議事録は事実と相違ないことを証明する。

令和3年1月5日

会 長 碓井 繁

議事録署名委員

11番 中川 治

1番 稲葉 悟